

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【公表番号】特表2017-500403(P2017-500403A)

【公表日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-001

【出願番号】特願2016-538804(P2016-538804)

【国際特許分類】

C 08 L 21/00 (2006.01)

C 08 K 3/04 (2006.01)

C 08 K 3/36 (2006.01)

B 60 C 1/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 21/00

C 08 K 3/04

C 08 K 3/36

B 60 C 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月5日(2017.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも以下に基づくゴム組成物：

- ・エラストマーマトリックス、
- ・補強用充填剤、
- ・ピッチ系炭素纖維、

であって、可塑剤を含んでいてもよい前記ゴム組成物を含むトレッドを備えるタイヤであって、

zは、走行面と接触していることを意図したトレッド表面に垂直な方向であり、xおよびyはzに直交する2つの方向であり、xはタイヤの円周方向であり、yはタイヤの回転軸に対して軸方向であり、Cx、CyおよびCzは、それぞれx、yおよびz方向において硬化状態のトレッドの25で測定された熱拡散率であり、

2超の熱拡散率比Cz/CxおよびCz/Cyを有するタイヤ。

【請求項2】

前記エラストマーマトリックスがジエンエラストマーを含む、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

前記ゴム組成物が可塑剤を含む、請求項1および2のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項4】

可塑剤の質量と、可塑剤およびエラストマーマトリックスの質量の合計との比が0.35超である、請求項3に記載のタイヤ。

【請求項5】

前記ピッチ系炭素纖維のゴム組成物中における体積分率が1~15%にわたる範囲内で変わる、請求項1から4までのいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項 6】

前記補強用充填剤がカーボンブラック又は無機充填剤を含む、請求項1から5までのいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記無機充填剤がシリカである、請求項6に記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記無機充填剤が補強用充填剤の50質量%超である、請求項6又は7に記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記熱拡散率比C_z/C_xおよびC_z/C_yが3超であるか又は4以上である、請求項1から8までのいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項 10】

請求項1から9までのいずれか1項に規定されるゴム組成物からなる層であって、前記層が、2超の熱拡散率比C'_{z'}/C'_{x'}およびC'_{z'}/C'_{y'}を有し、

・C'_{x'}、C'_{y'}およびC'_{z'}は、硬化状態での25で測定した、それぞれx'、y'およびz'方向の熱拡散率であり、

・x'、y'およびz'は互いに直交する方向であり、z'が炭素繊維の優先的方向である、層。

【請求項 11】

y'およびz'が層の中央平面を規定し、x'が中央平面(y' z')に直交する方向である、請求項10に記載の層。

【請求項 12】

請求項11により定義され、方向x'に垂直な面に沿って組み立てられた層を並べることにより形成され、方向z'はタイヤの半径方向と一致する、タイヤのトレッドまたはトレッドの一部。

【請求項 13】

x'がタイヤの円周方向と一致する、請求項12に記載の、タイヤのトレッドまたはトレッドの一部。